

特定事業契約書の一部変更等に関する契約書

[] (以下「事業者」という。)と地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「病院機構」という。)は、事業者と神奈川県病院事業庁(以下「病院事業庁」という。)の間で平成22年2月[]日付にて締結された神奈川県立がんセンター特定事業契約書(以下「本特定事業契約」という。)の一部を変更する契約(以下「本変更契約」という。)を次のとおり締結する。なお、本変更契約中の用語については、本変更契約で別段の定めがない限り、本特定事業契約に定める意味を有するものとする。

第1条(本特定事業契約等の承継)

1. 事業者と病院機構は、平成22年2月[]日付で、病院機構がその成立と同時に、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。その後の改正を含む。)第66条第1項に基づき、本特定事業契約、平成22年[]月[]日付にて病院事業庁と落札者の間で締結された神奈川県立がんセンター特定事業に関する基本協定書(以下「基本協定書」という)、及び本件事業に関するその他一切の契約(以下「本件関連契約」という。)上の病院事業庁の権利、義務及び地位、並びに、がんセンターに関して病院事業庁が有していた資産及び負債を全て包括的かつ免責的に承継したこと(以下「本承継」という。)を、相互に確認する。
2. 病院機構及び事業者は、神奈川県知事が地方独立行政法人法第66条第2項に基づき閲覧書類をその事務所(神奈川県庁)に備え置き、かつ事業者に対して同条第3項に基づく催告を行ったこと、並びに、事業者がこれに対し同条第3項の異議を述べなかったことを相互に確認する。

第2条(変更箇所)

事業者と病院機構は、本承継に基づき、本特定事業契約中における「神奈川県病院事業庁」を「地方独立行政法人神奈川県立病院機構」に、「病院事業庁」を「病院機構」に、それぞれ読み替えるとともに、同契約附則第3条を削除する。

第3条(地方独立行政法人法等の適用)

事業者と病院機構は、病院機構が地方独立行政法人法、同施行令、及び同施行規則(いずれも、その後の改正を含む。)の適用を受けることを、相互に確認する。

第4条(病院機構による事実の表明・保証)

病院機構は、事業者に対して、本変更契約締結日において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 病院機構が地方独立行政法人法に基づき適法に設立され、有効に存続する一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に定義する。)であること。
- (2) 病院機構が、本承継に必要な一切の手續につき、全て適法に履践していること。

第5条（本特定事業契約の適用）

事業者と病院機構は、本変更契約に記載のある事項を除き、本特定事業契約に変更のないことを、相互に確認する。

第6条（準拠法、管轄裁判所）

本変更契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、本覚書及びこれ付随する合意に関して提起される訴訟等については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（誠実協議）

本変更契約に定めのない事項又は本変更契約の解釈上の疑義に関しては、本変更契約の各当事者は誠意をもって協議の上解決する。

[以下余白]

以上、本変更契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 22 年 4 月 [] 日

事業者 [住所]
[名称]
[代表者名]

[住所] 神奈川県横浜市
[名称] 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
[代表者名] 理事長